

令和2年6月1日

安全衛生講習の実施における新型コロナウイルス感染症対策について

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会
教 育 推 進 部

1. 安全衛生講習の開催について

緊急事態宣言及び会場の状況等により中止しておりましたが、6月8日より計画のとおり開催いたします。

但し、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」については人体モデルに呼気を吹き込む実技を有することから、感染リスクを下げるのが難しいと判断し、上半期の開催を中止させていただきます。

2. 職員における感染症対策について

- (1) マスクの着用と、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- (2) 日頃の体調管理及び毎日の健康チェックを行い、発熱等の症状がある場合は出勤を停止します。また、併せて同居家族の健康状態についても確認します。
- (3) 発熱等の症状がある場合は、医療機関、保健所等に連絡し、その指示に従います。
- (4) 執務室並びに講習会事務局室における密集・密接・密閉を避けるため、積極的な換気を行います。

3. 受講される方へのお願い

- (1) 厚生労働省等の発表による相談・受診の目安等を受け、以下のいずれかに該当する場合は自粛いただくようお願いします。
 - 1) 発熱等の風邪症状が見られる方（熱の目安は37.5度以上）
 - 2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方
- (2) 消毒用アルコールで手指を消毒してください。
※消毒用アルコールは当方にて用意いたしますので積極的にご利用ください。
- (3) 受講中はマスクを極力、着用してください。
※当方ではご用意できませんので各自でお持ちください。
- (4) 咳エチケットをお守りください。
※咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って口や鼻をおさえてください。
- (5) 受付時に体温を測らせていただく場合があります。その際にご協力をお願いいたします。
※体温計は非接触型を使用いたします。

(6) 上記3. (1)により欠席された場合、受講料等は返金させていただきます。

※振込による返金をご希望の場合は、振込手数料をご負担いただきます。

なお、厚生労働省のホームページには新型コロナウイルス感染症関係の情報が掲載され、
随時更新されていますのでご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html